

静岡県告示第594号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
西伊豆食品衛生協会	賀茂郡松崎町 江奈255番地の3	賀茂郡松崎町江奈255番地の3 賀茂健康福祉センター（賀茂保健所）松崎保健支援室内	西伊豆食品衛生協会	賀茂郡西伊豆町仁科393	賀茂郡西伊豆町仁科393 西伊豆町福祉センター内
(略)			(略)		
富士食品衛生協会	(略)	富士市本市場441番地の1 富士健康福祉センター（富士保健所）内	富士食品衛生協会	(略)	富士市本市場441番地の1 富士総合庁舎内
富士宮食品衛生協会	(略)	富士宮市豊町18番5号 富士健康福祉センター（富士保健所）富士宮支所内	富士宮食品衛生協会	(略)	富士宮市豊町18番5号 富士宮商工会議所内
(略)			(略)		
浜松市食品衛生協会	(略)		一般社団法人浜松市食品衛生協会	(略)	
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定1の表西伊豆食品衛生協会の項は、令和2年8月3日から、同表富士食品衛生協会の項は、平成30年4月1日から、同表富士宮食品衛生協会の項は、平成29年12月28日から、同表一般社団法人浜松市食品衛生協会の項は、平成26年2月4日から適用する。